



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

所長
コラム

丁寧な仕事とは



P1

日頃から、朝礼や研修時など機会あるたびに、私自身の会計人としての思いやお客様に対して基本としている事務所の在り方、こだわりなどを職員に話しています。

さて、職員たちにはどのように伝わっているのかなあ、と昼休みに入所間もない職員に「私の仕事に対するこだわりについて君はどう受けとめている？」と尋ねたところ、彼がこのように話してくれました。

「私が考える所長の仕事に対するこだわり」

私は「丁寧に仕事を行う」と言う事が所長のこだわりの一つであると考えております。これにつながる私の学生時代のアルバイト先であった Pasta 店での出来事をご紹介します。

通常、大規模飲食チェーン店ではお客様にお食事を早く提供する為に、ある程度まで料理を工場で作成させて、後はお店で簡単に加工するだけで料理が仕上がる方法をとっています。この方法を「セントラルキッチン方式」と言います。しかし、私がアルバイトをしていたお店は有名店で、多くのお客様が来店されるにもかかわらず多くの時間を必要とする丁寧な仕事をしていました。

野菜の切り方、Pasta の茹で方、肉の炒め方、調味料の配合割合など全て指定した方法があり、全ての作業に「丁寧さ」が要求され、調理の時間は通常のお店の倍以上必要でしたが、とても美味しい Pasta を提供しており、味がよいと評判でいつも長蛇の列ができていました。

とある日、通常をはるかに越えた数のお客様が来店されました。Pasta を作っても作っても、どんどん注文が入ります。Pasta を茹でながら、野菜を切り、フライパンでソースを炒めたり、デザートケーキを用意したりしました。これはとても体力を消耗する作業でした。料理は全て手作業で行っていた事と沢山の注文が入った事で、お客様には相当長い間お待ち頂く事となりました。

そこでコックをしていた私は厨房から出てお客様にお詫びに行きました。

「申し訳ありません。ただ今、お料理を召しあがって頂くまでに、長いお時間を頂戴しております。」

するとお客様は、「大丈夫ですよ。ここは他の Pasta 店とは違って全てお店で調理しているから時間がかかるのよね。だからこのお店の Pasta が好きなんです。急がなくていいから、とびきりおいしい Pasta を作ってね。」とおっしゃったのです。

(次ページへ続く)



P2

(前ページより続き)

その言葉は、とても私の心に響きました。

私はお客様にお礼を言って厨房に戻り、パスタを作り終え、お客様のところへお持ちしました。お客様は、「うん、凄くおいしいわよ。」とたいそう喜んで下さいました。

料理を全て手作業で行うお店の方針は、料理する者にとって厳しいものでしたが、今になれば、そのこだわりが正しかったと思います。なぜなら、そのパスタ店は、株式を上場するまでに大きな企業に成長したからです。

料理をすべて手作業で行う調理法が生んだ味こそが、お店が成長するエネルギーになっていたのだと思います。

私も入所後間もない頃から感じていた所長と TKC の基本的なこだわりを大切に、そのパスタ店に負けないように多くのお客様を笑顔に出来るように、サービスを提供して行きたいと所長のお話を聞く度に肝に銘じています。

TKC 全国会の基本理念である「自利利他」にもあるように、お客様の事業の発展に貢献することが、私たちの喜びであります。手前味噌ではありますが、日頃から職員に話していることをよく理解してくれていると感心した次第です。



～採用にお困りの方～

適性検査「CUBIC」を導入されてはいかがでしょうか？

年末・年始は転職が多い時期でもありますが、従業員の採用についてお悩みの経営者様も多いのではないかと思います。面接中のわずかな時間で応募者の資質を見抜き、自社の職務への適性を見極めるのは大変困難なことです。

そこで、採用適性検査「CUBIC」(キュービック)を導入し、採否の判断材料の一つとされてみてはいかがでしょうか。

「CUBIC」の個人特性分析は、123の質問に約20分で回答します。「性格・個性面」「興味・価値感」「社会性」「意欲・ヤル気」の4つの測定領域から受検者の特性を多面的に評価し、分析結果では人物の全体像を具体的にイメージできるようにビジュアル的に表現されます。そのため、応募者の資質を多面的に把握することができ、採否判定の客観的資料としてご活用いただけます。

当事務所では1名様につき2,500円(税別)にてご提供しておりますが、新規のお客様に限り、お一人様のみお試しで無料にて承ります。お問い合わせ・ご用命は総務担当・村瀬まで。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



所得税「配偶者控除」の見直しについて

現在、所得税の「配偶者控除」の見直しが検討されています。この配偶者控除とは、例えば妻の年収が103万円以下の場合、夫の所得から38万円を控除して税額を計算するという制度ですが、この妻の年収要件である103万円以下というものを130万円以下もしくは150万円以下にするという見直しが検討されているのです。

38万円の配偶者控除が取れることにより、本人の所得が195万円以下の場合ですと、所得税5%と住民税10%を併せて57,000円の減税効果があります。所得の多い方では所得税率が高くなるため、さらに効果が大きくなることは言うまでもありません。

これまで配偶者控除を受ける為に、パートタイムの勤務時間を調整されてきた方も多いかと思えます。しかし、これからは配偶者控除の年収要件が引き上げられる事で、少しでも勤務時間を増加させる事ができるようになり、パートタイマーの方などにとっては朗報ではないでしょうか。

ところで、この配偶者控除の話を知ると年末調整を連想された方もいらっしゃるのではないでしょうか。最後に本年の年末調整に関しての注意点について紹介したいと思います。

◆平成28年年末調整の注意点◆

① マイナンバーの記入が必要

平成28年度の年末調整からは、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に本人及び扶養親族のマイナンバーを記入する欄が増えています。従業員の年末調整を行う際には、マイナンバーを収集することを忘れないようにしましょう。

② 国外扶養親族の取り扱い

国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除の適用を受ける場合、「親族関係書類」と「送金関係書類」の添付が必要となりました。

③ 通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われる通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。引き上げの適用は平成28年1月1日からですが、税制の改正が行われたのが平成28年4月であったため、1月から3月までの3ヶ月分について、非課税通勤手当に該当するものがある人だけが今回の年末調整で還付となります。

④ ふるさと納税の寄付金の証明書を添付しない

ふるさと納税の寄付金の証明書は年末調整の手続きには必要ありません。誤って添付しないようにしましょう。（申告不要制度を選択している場合を除いて確定申告が必要となります。）

（記事担当：新堂）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX